



2014年4月2日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 柴田 光義
(コード番号 5801 東証第1部)
問合せ先 IR広報部長 鈴木 治
(TEL. 03-3286-3050)

電力ケーブル・カルテルに関する欧州委員会の決定について

1. 事実の概要

当社および当社の持分法適用関連会社である株式会社ビスキャス(出資比率:当社 50%、株式会社フジクラ 50%)を含む日欧などの電力ケーブル事業者等に対し、2014年4月2日(現地時間)、電力ケーブル市場における欧州競争法違反行為があったとして、制裁金の賦課を内容とする欧州委員会の決定がなされました。

本決定においては、日欧などの電力ケーブル事業者間で、110kv以上の地中ケーブルおよび33kv以上の海底ケーブルを対象として、互いの市場に参入しないとする市場分割の合意等が存在しており、当社については1999年2月から2001年9月まで、株式会社ビスキャスについては2001年10月から2009年1月までの間、これに参加していたとされています。

当社および株式会社ビスキャスに対する制裁金の額は次のとおりです。

古河電気工業株式会社	8,858千ユーロ
株式会社ビスキャス(古河電気工業株式会社および株式会社フジクラとの連帯責任)	34,992千ユーロ

2. 経緯および今後の対応

2011年7月に競争法違反の疑いに関する暫定的な見解を示した欧州委員会の異議告知書を受領し、これに対し当社および株式会社ビスキャスはそれぞれの見解を主張してまいりました。本決定は、その後の欧州委員会の継続調査等を経て出されたものです。

当社といたしましては、本決定について内容を精査のうえ、欧州裁判所への上訴を含め対応を検討してまいります。

3. 当社の業績に与える影響

本件に伴い、平成26年3月期決算において、当社に対して賦課された制裁金8,858千ユーロに対応する額の約12.5億円を特別損失として計上いたします。

このほか、株式会社ビスキャスにおいて同社に対して賦課された制裁金34,992千ユーロに対応する額の約49.6億円を特別損失として計上いたします。同社において計上する特別損失は、同社の当期純損益を通じて、持分比率(50%)相当分(約24.8億円)が当社の持分法投資損益として反映されます。

なお、平成26年3月期通期の連結業績予想に修正が必要と判断される場合には、速やかに公表いたします。

当社グループでは、従前よりコンプライアンス活動に注力してまいりましたが、今後とも、同業他社との接触や価格決定に関する社内ルールの徹底、法令遵守教育の充実、内部監査部門によるモニタリングの強化などを継続するとともに、事業のグローバル展開に伴うリスクに留意し、当社および国内外のグループ各社において、コンプライアンスのさらなる徹底を図ってまいります。

以 上